

現行共通基盤システム第三者保守業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 10 月 17 日

吹田市長 後 藤 圭 二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名
現行共通基盤システム第三者保守業務
- 2 業務概要
本市現行共通基盤システム用機器（日本電気株式会社製）に係る保守業務
- 3 契約期間
令和 8 年（2026 年）1 月 1 日～令和 9 年（2027 年）3 月 31 日
（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）
- 4 入札参加資格
入札参加者においては、以下に掲げる要件を全て満足する者であること。
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
 - (3) 本市の入札参加有資格者名簿登載業者（以下「登録業者」という。なお、参加希望業種等については、本業務を履行可能とみなされる者であること。）又は本件入札に係る入札参加資格認定を受けた者（以下「認定業者」という。）であること。
 - (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - (5) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
 - (6) ISO27001 認証又はプライバシーマーク認証を取得しているものであること。
 - (7) 古物営業法に基づく古物営業の許可を受けていること。
 - (8) 過去 2 カ年の間に日本電気株式会社製サーバ機器の保守業務契約を締結した実績があること。
- 5 入札参加資格の確認又は認定申請
本入札の参加希望者は、次の各号のとおり、所定の提出書類を所定の日時及び場所に持参又は郵送し、入札参加資格の確認又は認定を受けなければならない。
 - (1) 提出書類
 - ア 制限付一般競争入札参加資格確認申込書（様式 1）
 - イ 役員一覧（様式 2）
 - ウ 契約履行実績調書（様式 3）
 - エ 古物商許可証の写し

- オ ISO27001 又はプライバシーマーク認証の写し
 カ その他本市が求める書類（登録業者でない場合のみ）

(2) 申込書の記載事項

ア 登録業者である場合

申込書（様式1）の「4 業者区分」の「入札参加有資格者名簿登載業者（登録業者）である」にレ点や■等を入れ、入札資格の確認申請を行うこと。なお、登録業者である場合は、申込書の項番5以降は記入不要とする。

イ 登録業者でない場合

申込書（様式1）の「4 業者区分」の「入札参加有資格者名簿登載業者（登録業者）でない」にレ点や■等を入れ、次のとおり、入札資格の認定申請を行うこと。

(ア) 「10 入札保証金」を確認の上、申込書の「6 入札保証金額」「7 入札保証金額の還付に係る振込先」を記入すること。

(イ) 申込書及び他提出書類と併せて下表の書類を提出すること。

No.	提出書類	必須・任意の別
1	営業の沿革	必須
2	暴力団員及び密接関係者でないことの誓約書	必須
3	履歴（現在）事項全部証明書（写し可） ※申込日前3か月以内に法務局で発行されたものであること。	必須
4	印鑑証明書（写し可） ※申込日前3か月以内に発行されたものであること。	必須
5	財務諸表（写し可） ※申込日より前に確定した直近1事業年度分であること。 ※貸借対照表・損益計算書のみ提出のこと。	必須
6	納税証明書（写し可） ※申込日前3か月以内に発行された未納税額のない証明書であること。 ※所轄の税務署で発行された「法人税・消費税（法人）の納税証明書（その3の3）」を提出のこと。	必須
7	準登録申請書	必須
8	市税の納税状況調査に関する同意書	市内事業者及び 準市内事業者のみ
9	市内（準市内）事業者の認定に係る誓約書	市内事業者及び 準市内事業者のみ
10	市内（準市内）事業者の認定に係る事務所等実態報告書	市内事業者及び 準市内事業者のみ
11	所在地等調書	市内事業者及び 準市内事業者のみ
12	委任状 ※支店又は営業所へ入札、契約等の行為を委任する場合に提出のこと。	該当する場合のみ

（補足）市内事業者とは、吹田市内に常設の本社又は本店を有する者をいい、準市内業者とは、吹田市内に常設の支社、支店又は営業所を有する者をいう。

(3) 申込書等の交付及び受付場所

ア 交付期間

令和7年10月17日（金）～令和7年11月5日（水）

申込書等はダウンロードにて交付し、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

【ダウンロード方法】

吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和7年度(2025年度) 一般競争入札(業務委託)一覧）からダウンロードする。

イ 受付日時

令和7年10月17日（金）～令和7年11月5日（水）（土・日・祝日を除く。）

午前9時から午後5時30分まで（正午～午後0時45分を除く。）

申込書等は持参又は郵送（書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便、レターパックプラス又はレターパックライトのいずれかに限る。）にて提出のこと。郵送の場合は上記受付期限必着とする。

ウ 受付場所

「19 問合せ先」のとおり

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申込書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子メールにより通知する。

（令和7年11月11日（火）通知予定）

(5) その他

提出期間内に申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと本市が認めた者は、本入札に参加することができない。

ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、返却しない。

ウ 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出日時

令和7年11月12日（水）～令和7年11月13日（木）

午前9時から午後5時30分まで。（正午～午後0時45分を除く。）

イ 提出場所

「19 問合せ先」のとおり

ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受付けない。

(2) 説明を求められた場合には、求めた者に対して書面の郵送により回答する。

（令和7年11月14日（金）発送予定）

7 内容等に係る質問等

(1) 受付日時

令和7年10月17日（金）～令和7年10月24日（金）

(2) 受付方法

電子メールによる。宛先は「19 問合せ先」のとおり。

(3) 回答

令和 7 年 10 月 29 日（水）電子メールにて送付。

(4) その他

入札参加申込者及び質問者の全員にその内容を通知するものとする。

8 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和 7 年 11 月 21 日（金）午前 10 時 00 分（時間厳守）

(2) 入札場所

吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号 吹田市役所 高層棟 9 階 デジタル政策室会議室

9 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は、認めない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は 2 回までとする。

(4) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

10 入札保証金

登録業者が本件入札に参加する場合は、吹田市財務規則第 98 条の規定に基づき免除する。

登録業者でない者が本件入札に参加する場合は、次のとおり、事前に入札の保証を付さなければならない。

納付額	本件入札における契約金額の 1 年当たりの額の 100 分の 3 に相当する額以上 【計算式】(入札書記載予定金額＋消費税及び地方消費税額) × 12/15 × 3/100
納付額の申告方法	申込書(様式 1)の項番 5 のとおり
納付方法	(1) 入札保証金の納付 (2) 入札保証金に代わる担保となる有価証券(国債証券、地方債証券、その他発注者が適当と認める公債証券及び適格社債とし、時価の 10 分の 8 を担保の価値として算定する。)の提供 (3) 落札者が契約を締結しないことにより生ずる損害を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書(保証額が入札保証金の額に相当する額以上であるもの)の提供 (4) 落札者が契約を締結しないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る保険証券(保険金額が入札保証金の額に相当する額以上であるもの)の提出
入札保証金の納付による場合の納付方法の詳細	納付方法(1)を選択した場合、申込書提出後、本市から入札保証金の納付書を申込書記載の住所へ郵送する(締切期限当日に申込した業者には令和 7 年 11 月 13 日(木)までに郵送する)。納付書到着後、当書類により本市の公金収納取扱金融機関の窓口で納付すること。 また、納付後、領収書の写し(写真可)を「19 問合せ先」の宛先へ持参もしくはメール送付すること。 なお、(1)以外の納付方法を選択した場合は、納付期限までに入札の保証を付したことを示す書類(証券の原本や写し等)を持参、郵送、メール送付のいずれかの方法で本市へ提出すること。
納付期限	令和 7 年 11 月 20 日(木)
入札保証金の還付	落札者の入札保証金は契約締結後に申込書記載の振込先へ還付し、落札しなかった者の入札保証金は入札の日から 2～3 週間程度を目途に申込書記載の振込先へ還付する。

なお、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

11 契約保証金

吹田市財務規則第 113 条第 2 項の規定に基づき、落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約金額の 1 年あたりの金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

13 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

14 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

15 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 参加資格確認申込に必要な証拠書類を提出しない者がした入札
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札
- (5) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

16 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件にも該当したとき
- (3) 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき

17 契約の締結

契約書の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

18 その他

入札参加者は、この公告ほか、「吹田市財務規則」「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

19 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 高層棟9階
行政経営部 デジタル政策室 情報化推進担当
電話 06-6384-1443 (直通)
メールアドレス den_joka@city.suita.osaka.jp